

児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託 仕 様 書

1 業務名及び適用範囲

児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託（以下「本業務」という。）

本仕様書は三重県（以下「県」という。）が業務受託者に委託して実施する本業務に適用する。

2 目的

実際に戦争を体験された方の生の声を聞くことが年々困難になっていることから、戦争の記憶を次世代へつなぐ取組を強化することの重要性が高まっている。令和7年度に迎える戦後80年の節目に児童生徒に向けた平和啓発を行うため、県内で戦争体験を次世代へ語り継ぐ活動をされている語り部（以下「語り部」という。）による証言動画を作成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

4 業務実施体制

（1）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む。）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更及び追加が発生する場合も同様とする。

（2）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む。）を提出すること。連絡体制に変更及び追加が発生した場合も同様とする。

5 業務内容

（1）動画制作の企画、構成

- ア 小学校高学年から中学生が視聴することを想定して企画すること。
- イ 各動画において、当時の写真を含める等、啓発効果が高まる構成を検討し、県、語り部、その他必要な団体等と調整すること。
- ウ インタビュー形式の動画とする場合、視聴者に効果的な啓発が行えるようなインタビューを設定し、県と調整のうえすること。
- エ 動画の再生時間は、1本あたり8～10分程度とすること。
- オ 学校教育に利用することを想定した表現とすること。
- カ 政治的中立性を損なう恐れがある内容を含まないこと。
- キ 12名程度の語り部の証言動画を撮影すること。なお、語り部は原則県が手配する。
- ク 動画制作にあたっては、構成イメージ等を県と協議のうえ決定してから実施すること。
- ケ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きを受託者にて行うこと。

(2) 動画制作に付随する連絡調整等

- ア 県、語り部、その他必要な団体等と連絡調整を行い、本業務を円滑に行うこと。
- イ 画像、映像、BGM等用の素材の使用に関しては、オリジナルまたはフリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払い等の手続きを受託者の負担により行うこと。
- ウ 撮影場所、時間等を工夫することとし、撮影した映像等を使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを行うこと。

(3) 取材、映像制作及び編集等

- ア 原則フルテロップとし、小学校高学年から中学生が視聴することを想定した表現とすること。
- イ 制作する動画は、県ホームページ、Y o u t u b e 等のウェブサイトで公開できる形態とすること。
- ウ 語り部の証言する地域が明確となるよう表現を工夫すること。
- エ プレイヤー挿入時に表示されるチャプター機能付きのメニュー画面を設けること。
- オ 使用する言語は日本語とすること。
- カ 解像度はフルHD以上とすること。
- キ 動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、県の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ク 県が公表する「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に準拠した編集とすること。

(4) 動画の広報（デモ動画の作成、PR）

- ア 9月頃を目処に、先行してPR用のデモ動画を1本程度作成すること。
- イ 児童・生徒をはじめ、より多くの方に動画を視聴されるよう効果的な広報を企画し、県と調整のうえ実施すること。

(5) スケジュール（案）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作成	収録・編集									
	PR用先行動画（1本程度）完成									
広報	(先行動画が完成次第) 県にて、市町・学校へ活用依頼									
	(動画が完成次第) 県にて、市町・学校へ活用依頼									

(6) その他

- ア 事業実施にあたっては、企画提案コンペで提案を行った取組事項をもとに事業の内容・詳細を県と協議のうえ決定し、実施すること。
- イ 仕様書に記載のない事項は、県と協議のうえ決定し実施すること。
- ウ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度県と協議のうえ対応すること。
- エ 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

7 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、速やかに事業実績に係る報告書2部を提出すること。また、報告書とは別に指定する納品期限までに、制作した動画等を県ホームページ、Y o u t u b e等のウェブサイトで再生可能なサイズおよびファイル形式でUSBメモリ等の電子媒体に記録した成果物を納品すること。その際、サムネイル画像も制作して納品すること。

加えて、プレイヤーによる再生可能形式にてDVDに記録して納品すること。

(1) 報告書記載事項

- ア 動画制作の概要
 - (ア) 動画制作の工程等
 - (イ) 制作した動画、静止画の内容等
- イ その他、県が指示したもの

(2) 成果物

- ア PR用（デモ動画）DVD 35枚
- イ 再生用DVD 35枚
- ウ ウェブアップロード用動画データ 一式（サムネイル画像含む）

- (3) 納品期限 成果物ア : 令和6年10月11日（金）
成果物イ、ウ : 令和6年12月27日（金）
報告書 : 令和7年 3月24日（月）

- (4) 納品場所 三重県政策企画部政策企画総務課

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 その他

(1) 業務実施の条件

本業務の実施にあたっては、随時、実施内容を県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、県から求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は県と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに県と協議の上、対処するものとする。

(3) 再委託

ア 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

イ 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

(4) 資料等の作成

成果品や本業務の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel形式など、県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本業務により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち県又は受託者が本業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、県が成果品を利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、県が必要と判断する限りにおいて、本業務終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等に係る一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により県に届けるものとし、県は県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
- （ア）成果品を侵害のないものに改変すること。
- （イ）県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 前 2 項の規定は、本業務の終了又は解除後も適用する。

（7）留意事項

- ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- （ア）断固として不当介入を拒否すること。
- （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- （ウ）県に報告すること。
- （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

- ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- オ 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- カ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- キ 本業務に係る会計関係書類は、本業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

以上